

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政策法務課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○道路の区域変更 (山城北土木事務所、丹後土木事務所)	59
○道路の供用開始 (山城北土木事務所)	〃
公 告	
○令和5年度情報公開制度の運用状況 (政策法務課)	60

○令和5年度個人情報保護制度の運用状況 (政策法務課)	61
○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所)	64
府 議 会	
○令和5年度京都府議会個人情報保護条例の施行状況	〃

告 示

京都府告示第46号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和7年2月4日から令和7年2月18日まで縦覧に供する。

令和7年2月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 和東井手線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
綴喜郡井手町大字多賀小字片原山4から	前	最小 9.2 ^m 最大 45.0	169.3 ^m
	後	最小 12.1 最大 47.5	
綴喜郡井手町大字井手小字山吹8から	前	最小 11.0 最大 36.3	91.7
	後	最小 21.0 最大 36.6	

綴喜郡井手町大字井手小字山吹7から	前	最小 12.3 最大 19.4	81.2
	後	最小 14.7 最大 22.0	

(4) 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 芦原甲山線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
京丹後市久美浜町島小字大門17の2(右)から	前	最小 4.5 ^m 最大 7.2	158.0 ^m
	後	最小 6.5 最大 27.8	

(4) 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第47号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和7年2月4日から令和7年2月18日まで縦覧に供する。

令和7年2月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 和束井手線
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
綴喜郡井手町大字多賀小字片原山4から 綴喜郡井手町大字井手小字山吹8まで	

綴喜郡井手町大字井手小字山吹8から
綴喜郡井手町大字井手小字山吹8まで

令和7年2月4日

綴喜郡井手町大字井手小字山吹7から
綴喜郡井手町大字井手小字山吹7まで

- 4 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第28条の規定により、令和5年度における制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和7年2月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 公開請求の件数及び処理の状況

単位：件

実 施 機 関	請求件数	処 理 の 状 況							計	取下げ等
		公 開			非 公 開					
		全部公開	部分公開	全 部 非公開	公開請求 拒 否	不存在等				
知 事	22,527	22,457	21,003	1,454	2	2	55	22,516	11	
議 会	8	8	8	0	0	0	0	8	0	
教 育 委 員 会	1,550	1,535	1,410	125	4	0	8	1,547	3	
選 挙 管 理 委 員 会	11	10	3	7	0	0	0	10	1	
人 事 委 員 会	1	1	1	0	0	0	0	1	0	
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公 安 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
警 察 本 部 長	2,103	1,927	1,436	491	2	3	171	2,103	0	
労 働 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

知事（公営企業）	1,212	1,212	1,212	0	0	0	0	1,212	0
京都府公立大学法人	21	20	19	1	1	0	0	21	0
京都府住宅供給公社	3	3	2	1	0	0	0	3	0
京都府道路公社	192	192	192	0	0	0	0	192	0
京都府土地開発公社	2	2	2	0	0	0	0	2	0
合 計	27,630	27,367	25,288	2,079	9	5	234	27,615	15

注 「請求件数」とは、条例第4条の規定により公開請求のあったもののうち、令和5年度中に実施機関が決定を行ったもの及び取り下げられたものの件数（合計）をいう。

2 不服申立ての状況等

(1) 不服申立ての件数

単位：件

区 分	件 数
前年度からの繰越し A	29
新規申立て B	7
年度中終了 C	11
次年度への繰越し (A+B-C)	25

(2) 令和5年度における処理の状況 ((1)のCの内訳)

単位：件

却 下	棄 却	一部認容	認 容	取下げ	計
1	6	3	0	1	11

3 情報提供の状況

区 分	状 況
情 報 提 供 の 件 数	13,267件
利 用 者 数	4,151人

注 1 「情報提供の件数」とは、府民総合案内・相談センター（本庁）、総合案内・相談コーナー（各広域振興局）及び警察本部情報公開室における情報提供の件数（合計）をいう。

2 「利用者数」とは、府民総合案内・相談センター及び警察本部情報公開室の利用者数をいう。



デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年京都府条例第33号）附則第12項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による廃止前の京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号。以下「旧保護条例」という。）第39条及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年京都府条例第32号）第9条の規定により、令和5年度における制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和7年2月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 旧保護条例に基づく保有個人情報開示請求の件数及び処理の件数
(令和4年度末までに請求があり、令和5年度中に決定をしたもの)

単位：件

実 施 機 関	開 示 請 求 件 数	処 理 の 状 況				取 下 げ 等	
		開 示		不 開 示	計		
		全 部 開 示	一 部 開 示				
知 事		2	1	1	1	3	0
教 育 委 員 会		3	2	1	2	5	0
選 挙 管 理 委 員 会		0	0	0	0	0	0
人 事 委 員 会		0	0	0	0	0	0
監 査 委 員		0	0	0	0	0	0
公 安 委 員 会		0	0	0	0	0	0
警 察 本 部 長		79	11	68	5	84	2
労 働 委 員 会		0	0	0	0	0	0
収 用 委 員 会		0	0	0	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会		0	0	0	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会		0	0	0	0	0	0
知 事 (公 営 企 業)		0	0	0	0	0	0
京 都 府 公 立 大 学 法 人		22	10	12	0	22	0
合 計		106	24	82	8	114	2

注 1 「処理の状況」とは、令和4年度末までに旧保護条例第12条の規定により開示請求があったもののうち、令和5年度中に実施機関が決定を行ったものの件数（合計）をいう。

2 「取下げ等」とは、令和4年度末までに旧保護条例第12条の規定により開示請求があったもののうち、令和5年度中に取下げ等の処理をしたものの件数（合計）をいう。

3 「不開示」には、個人情報の不存在等の場合の決定を含む。

2 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく保有個人情報開示請求の件数及び処理の件数
(令和5年度中に請求があり、同年度中に決定をしたもの)

単位：件

実 施 機 関	開 示 請 求 件 数	処 理 の 状 況				取 下 げ 等	
		開 示		不 開 示	計		
		全 部 開 示	一 部 開 示				
知 事	39	34	10	24	6	40	1
教 育 委 員 会	161	141	64	77	20	161	0
選 挙 管 理 委 員 会	1	1	0	1	0	1	0
人 事 委 員 会	1	1	1	0	0	1	0
監 査 委 員	1	1	0	1	0	1	0
公 安 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
警 察 本 部 長	173	244	45	199	26	270	0
労 働 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0

内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
知事（公営企業）	0	0	0	0	0	0	0
京都府公立大学法人	85	79	22	57	5	84	2
合 計	461	501	142	359	57	558	3

- 注 1 「開示請求件数」とは、令和5年度中に個人情報の保護に関する法律第76条の規定により開示請求のあった件数をいう。
- 2 「処理の状況」とは、令和5年度中に個人情報の保護に関する法律第76条の規定により開示請求があったもののうち、同年度中に実施機関が決定を行ったものの件数（合計）をいう。
- 3 「取下げ等」とは、令和5年度中に個人情報の保護に関する法律第76条の規定により開示請求があったもののうち、同年度中に取下げ等の処理をしたものの件数（合計）をいう。
- 4 「不開示」には、個人情報の不存在等の場合の決定を含む。
- 5 令和5年度においては、個人情報の保護に関する法律第90条第1項の規定による訂正請求は1件あった。
- 6 令和5年度においては、個人情報の保護に関する法律第98条第1項の規定による利用停止請求は1件あった。
- 7 令和5年度においては、個人情報の保護に関する法律施行条例第5条第1項の規定による取扱いの是正の申出は8件あった。

3 不服申立ての状況等

(1) 旧保護条例に基づく決定に対する不服申立ての件数

単位：件

区 分	件 数
前年度からの繰越し A	28
新規申立て B	0
年度中終了 C	3
次年度への繰越し (A+B-C)	25

(2) 令和5年度における処理の状況 ((1)のCの内訳)

単位：件

却 下	棄 却	一部認容	認 容	取下げ	計
0	2	1	0	0	3

(3) 個人情報の保護に関する法律に基づく決定に対する不服申立ての件数

単位：件

区 分	件 数
前年度からの繰越し A	0
新規申立て B	1
年度中終了 C	0
次年度への繰越し (A+B-C)	1

(4) 令和5年度における処理の状況 ((3)のCの内訳)

単位：件

却 下	棄 却	一部認容	認 容	取下げ	計
0	0	0	0	0	0

4 簡易開示の状況

単位：件

実 施 機 関	件 数
知 事	11
教 育 委 員 会	9,822
人 事 委 員 会	129
京 都 府 公 立 大 学 法 人	487
警 察 本 部 長	81
合 計	10,530



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年2月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
宇治市大久保町北ノ山17の1の一部、17の5、27の一部
（関連区域）
宇治市大久保町北ノ山15の5の一部、16の2の一部、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宇治市大久保町北ノ山7
北村 友治

る不服申立ての件数

該当なし

(2) 令和5年度における処理の状況

該当なし

3 簡易開示の状況

該当なし

府 議 会

京都府議会個人情報保護条例（令和4年京都府条例第37号）第50条の規定により、令和5年度における同条例の施行の状況を次のとおり公表する。

令和7年2月4日

京都府議会議長 石 田 宗 久

- 1 保有個人情報開示請求の件数及び処理の件数（令和5年度中に請求があり、同年度中に決定をしたもの）
該当なし
- 2 不服申立ての状況等
 - (1) 京都府議会個人情報保護条例に基づく決定に対す